四日市市地区市民センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成29年3月31日

四日市市長 森 智 広 四日市市教育長 葛 西 文 雄

四日市市規則・四日市市教委規則第1号

四日市市地区市民センター条例施行規則の一部を改正する規則 四日市市地区市民センター条例施行規則(昭和57年四日市市規則・四日市市教委 規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(使用料の減免)	(使用料の減免)
第8条 条例第7条の規定に基づき使用	第8条 条例第7条の規定に基づき使用
料を免除する場合は、次のとおりとす	料を免除する場合は、次のとおりとす
る。	る。
(1)及び(2) (略)	(1)及び(2) (略)
(3) 使用するセンター所管区域内の在	(3) 使用するセンター所管区域内の在
住者、在勤者又は学校、幼稚園 <u>、保育</u>	住者、在勤者又は学校、幼稚園若しく
所若しくは認定こども園に通う者(以	<u>は保育所に通う者</u> (以下「在学者等」
下「在学者等」という。)若しくは在	という。)若しくは在学者等の保護者
学者等の保護者が構成員の半数以上	が構成員の半数以上を占める団体が
を占める団体がボランティア活動と	ボランティア活動として、構成員のみ
して、構成員のみでなく、使用するセ	でなく、使用するセンター所管区域内
ンター所管区域内の住民の教育、福祉	の住民の教育、福祉等の向上に寄与す
等の向上に寄与するため使用する場	るため使用する場合
合	
(4)及び(5) (略)	(4)及び(5) (略)

(略)

附則

2 (略)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。